

○横浜市スポーツ施設条例

平成 10 年 3 月 25 日
条例第 18 号

横浜市スポーツ施設条例をここに公布する。

横浜市スポーツ施設条例

(設置)

第 1 条 スポーツ、レクリエーション等の振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与するため、横浜市に次のスポーツ施設を設置する。

名称	位置
横浜国際プール	横浜市都筑区
横浜文化体育館	横浜市中区
横浜市鶴見スポーツセンター	横浜市鶴見区
横浜市神奈川スポーツセンター	横浜市神奈川区
横浜市西スポーツセンター	横浜市西区
横浜市中スポーツセンター	横浜市中区
横浜市南スポーツセンター	横浜市南区
横浜市港南スポーツセンター	横浜市港南区
横浜市保土ヶ谷スポーツセンター	横浜市保土ヶ谷区
横浜市旭スポーツセンター	横浜市旭区
横浜市磯子スポーツセンター	横浜市磯子区
横浜市金沢スポーツセンター	横浜市金沢区
横浜市港北スポーツセンター	横浜市港北区
横浜市緑スポーツセンター	横浜市緑区
横浜市青葉スポーツセンター	横浜市青葉区
横浜市都筑スポーツセンター	横浜市都筑区
横浜市戸塚スポーツセンター	横浜市戸塚区
横浜市栄スポーツセンター	横浜市栄区
横浜市泉スポーツセンター	横浜市泉区
横浜市瀬谷スポーツセンター	横浜市瀬谷区

(平 17 条例 28・一部改正)

(事業)

第 2 条 スポーツ施設は、次の事業を行う。

- (1) スポーツ、レクリエーション、文化活動等のための施設の提供に関すること。
- (2) スポーツ及びレクリエーションの指導及び普及に関すること。
- (3) スポーツ及びレクリエーションに関する情報の収集及び提供に関すること。
- (4) スポーツ及び体力づくりに関する相談に関すること。
- (5) その他前各号に準ずる事業

(開館時間等)

第3条 スポーツ施設の開館時間及び休館日は、規則で定める。

(平20条例2・一部改正)

(指定管理者の指定等)

第4条 次に掲げるスポーツ施設の管理に関する業務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

- (1) スポーツ施設の利用の許可等に関すること。
 - (2) 第2条に規定する事業の実施に関すること。
 - (3) スポーツ施設の施設及び設備の維持管理に関すること。
 - (4) その他市長が定める業務
- 2 前項の規定にかかわらず、別表第1の左欄に掲げるスポーツセンターの同項各号に掲げる業務及び同欄に掲げるスポーツセンターの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる公会堂(横浜市公会堂条例(昭和28年3月横浜市条例第1号)第1条に規定する公会堂をいう。以下同じ。)の同条例第5条第1項各号に掲げる業務(以下これらの業務を「管理業務」という。)は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、一の指定管理者に行わせるものとする。
- 3 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。
- 4 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、スポーツ施設の設置の目的を最も効果的に達成することができると認めたものを指定管理者として指定する。
- 6 第2項の規定により管理業務を一の指定管理者に行わせる場合には、前項の規定にかかわらず、市長は、第4項及び横浜市公会堂条例第5条第4項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、スポーツセンター及び公会堂の設置の目的を最も効果的に達成することができると認めたものを指定管理者として指定する。
- 7 市長は、別表第1の左欄に掲げるスポーツセンター以外のスポーツ施設について、第3項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、別表第2の右欄に掲げる担当事務の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる委員会(第16条第1項に規定する委員会をいう。)の意見を聴かななければならない。
- 8 市長は、別表第1の左欄に掲げるスポーツセンターについて、第3項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、横浜市公会堂条例別表第3の右欄に掲げる担当事務の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる指定管理者選定委員会(同条例第16条第1項に規定する指定管理者選定委員会をいう。)の意見を聴かななければならない。
- (平17条例28・追加、平20条例2・平22条例29・平23条例48・一部改正)
- (指定管理者の指定等の公告)

第5条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(平17条例28・追加、平20条例2・一部改正)

(管理の業務の評価)

第6条 指定管理者(スポーツセンターの指定管理者を除く。)は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第4条第1項各号に掲げるスポーツ施設(スポーツセンターを除く。)の管理に関する業務について、別表第2の左欄に掲げる横浜国際プール、横浜文化体育館及び横浜市平沼記念体育館指定管理者選定評価委員会の評価を受けなければならない。

- 2 スポーツセンターの指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第4条第1項各号に掲げるスポーツセンターの管理に関する業務について、市長が定めるところにより評価を受けなければならない。

(平23条例48・追加)

(利用の許可)

第7条 スポーツ施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の許可にスポーツ施設の管理上必要な条件を付けることができる。

- 3 指定管理者は、スポーツ施設の利用が次のいずれかに該当する場合は、利用を許可しないものとする。

- (1) スポーツ施設における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき。
- (2) スポーツ施設の設置の目的に反するとき。
- (3) スポーツ施設の管理上支障があるとき。
- (4) その他指定管理者が必要と認めたとき。

(平17条例28・旧第4条線下・一部改正、平23条例48・旧第6条線下)

(特別の設備の設置の許可)

第8条 前条第1項の規定により許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、スポーツ施設に特別の設備を設置しようとするときは、指定管理者の許可を受けなければならない。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の許可について準用する。

- 3 スポーツ施設に特別の設備を設置した者は、スポーツ施設の利用を終了したときは、直ちに、これを撤去し、原状に復さなければならない。第11条の規定により許可を取り消され、又は利用を停止された場合も、同様とする。

(平17条例28・旧第5条線下・一部改正、平23条例48・旧第7条線下・一部改正)

(物品販売等の許可)

第9条 利用者は、スポーツ施設において次に掲げる行為をしようとするときは、指定管理者の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売その他これに類する行為
- (2) 寄附の勧誘
- (3) 広告物の掲示及び配布
- (4) その他規則で定める行為

- 2 第7条第2項及び第3項の規定は、前項の許可について準用する。

(平 17 条例 28・旧第 6 条繰下・一部改正、平 20 条例 2・一部改正、平 23 条例 48・旧第 8 条繰下・一部改正)

(許可の手續)

第 10 条 第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項及び前条第 1 項の許可の手續について必要な事項は、規則で定める。

(平 17 条例 28・旧第 7 条繰下・一部改正、平 20 条例 2・一部改正、平 23 条例 48・旧第 9 条繰下・一部改正)

(許可の取消し等)

第 11 条 指定管理者は、利用者が次のいずれかに該当する場合は、第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項若しくは第 9 条第 1 項の規定による許可を取り消し、又はスポーツ施設の利用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 第 7 条第 3 項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (3) この条例に基づく許可の条件に違反したとき。

(平 17 条例 28・旧第 8 条繰下・一部改正、平 20 条例 2・一部改正、平 23 条例 48・旧第 10 条繰下・一部改正)

(入館の制限)

第 12 条 指定管理者は、スポーツ施設の入館者が次のいずれかに該当する場合は、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他の入館者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあるとき。
- (2) その他スポーツ施設の管理上支障があるとき。

(平 17 条例 28・旧第 9 条繰下・一部改正、平 23 条例 48・旧第 11 条繰下)

(利用料金)

第 13 条 利用者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第 3に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、前納とする。ただし、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、指定管理者は、後納とすることができる。

(平 17 条例 28・旧第 11 条繰下・一部改正、平 20 条例 2・平 22 条例 29・一部改正、平 23 条例 48・旧第 12 条繰下・一部改正)

(利用料金の減免)

第 14 条 指定管理者は、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(平 17 条例 28・旧第 12 条繰下・一部改正、平 20 条例 2・一部改正、平 23 条例 48・旧第 13 条繰下)

(利用料金の不返還)

第 15 条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。

(平 17 条例 28・旧第 13 条繰下・一部改正、平 20 条例 2・一部改正、平 23 条例 48・旧第 14 条繰下)

(指定管理者選定評価委員会等)

第 16 条 別表第 2の右欄に掲げる担当事務を行うため、それぞれ同表の左欄に掲げる委員会(以下「選定評価委員会等」という。)を置く。

- 2 選定評価委員会等は、それぞれ市長が任命する委員 10 人以内をもって組織する。
- 3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会等の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

(平 23 条例 48・追加)

(委任)

第 17 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平 17 条例 28・旧第 14 条繰下、平 20 条例 2・一部改正、平 23 条例 48・旧第 15 条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。ただし、横浜国際プールに係る規定は、平成 10 年 7 月 4 日から施行する。

(横浜文化体育館条例等の廃止)

- 2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 横浜文化体育館条例(昭和 36 年 3 月横浜市条例第 53 号)

(2) 横浜市スポーツセンター条例(昭和 55 年 10 月横浜市条例第 51 号)

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に前項の規定による廃止前の横浜文化体育館条例及び横浜市スポーツセンター条例(以下「旧条例」という。)の規定によってした申請及び許可は、この条例の相当規定によってしたものとみなす。

- 4 この条例の施行の際既に旧条例の規定に基づき施設の使用の申請を行っている者に係る当該施設の料金の納付等に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則(平成 17 年 2 月条例第 28 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条の表の改正規定は、教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成 18 年 3 月教委規則第 5 号により同年同月 21 日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市スポーツ施設条例第 10 条の規定によりその管理に関する事務を委託しているスポーツ施設については、地方自治法の一部を改正する法律(平成 15 年法律第 81 号)附則第 2 条に規定する日までの間は、なお従前の例による。

附 則(平成 17 年 12 月条例第 128 号)

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成 18 年 12 月教委規則第 30 号により平成 19 年 1 月 1 日から施行)

附 則(平成 20 年 2 月条例第 2 号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(横浜市スポーツ施設条例の一部改正に伴う経過措置)

- 7 施行日前に前項の規定による改正前の横浜市スポーツ施設条例の規定により行った処分その他の行為は、同項の規定による改正後の横浜市スポーツ施設条例の相当規定に基づいて行った処分その他の行為とみなす。

附 則(平成 22 年 6 月条例第 29 号)

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月条例第 24 号)

この条例は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 12 月条例第 48 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定に基づき公の施設の管理に関する業務を行っている指定管理者が、その指定の期間においてこの条例の施行の日前までにこの条例による改正後のそれぞれの条例の規定による当該業務についての評価に相当する評価を受けている場合にあっては、当該期間においては当該業務についての評価に係るこれらの規定は適用しない。

別表第 1(第 4 条第 2 項、第 7 項及び第 8 項)

(平 22 条例 29・追加、平 23 条例 48・一部改正)

スポーツセンター	公会堂
横浜市青葉スポーツセンター	横浜市青葉公会堂
横浜市栄スポーツセンター	横浜市栄公会堂

別表第 2(第 4 条第 7 項、第 6 条第 1 項、第 16 条第 1 項)

(平 23 条例 48・追加)

名称	担当事務
横浜国際プール、横浜文化体育館及び横浜市平沼記念体育館指定管理者選定評価委員会	横浜国際プール、横浜文化体育館及び三ツ沢公園(体育館に限る。)(以下「横浜国際プール等」という。)の指定管理者の候補者の選定、当該指定管理者による横浜国際プール等の管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務
横浜市鶴見スポーツセンター指定管理者選定委員会	横浜市鶴見スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市神奈川スポーツセンター指定管理者選定委員会	横浜市神奈川スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市西スポーツセンター指定管理者選定委員会	横浜市西スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市中スポーツセンター指定管理者選定委員会	横浜市中スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市南スポーツセンター指定管理者選定委員会	横浜市南スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市港南スポーツセンター指定管	横浜市港南スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等

理者選定委員会	についての調査審議に関する事務
横浜市保土ヶ谷スポーツセンター指定管理者選定委員会	横浜市保土ヶ谷スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市旭スポーツセンター指定管理者選定委員会	横浜市旭スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市磯子スポーツセンター指定管理者選定委員会	横浜市磯子スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市金沢スポーツセンター指定管理者選定委員会	横浜市金沢スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市港北スポーツセンター指定管理者選定委員会	横浜市港北スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市緑スポーツセンター指定管理者選定委員会	横浜市緑スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市都筑スポーツセンター指定管理者選定委員会	横浜市都筑スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市戸塚スポーツセンター指定管理者選定委員会	横浜市戸塚スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市泉スポーツセンター指定管理者選定委員会	横浜市泉スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市瀬谷スポーツセンター指定管理者選定委員会	横浜市瀬谷スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務

別表第3(第13条第2項)

(平17条例28・平17条例128・平20条例2・一部改正、平22条例29・旧別表・一部改正、平23条例24・一部改正、平23条例48・旧別表第2線下・一部改正)

(1) 横浜国際プール

種別		単位	利用料金
個人利用	メインプール	1人2時間につき	円
	ダイビングプール		700
	サブプール		中学生以下の者 350
	トレーニングルーム		500
			中学生以下の者 250
	サブアリーナ		300
	中学生以下の者 150		
	スポーツフロア(テニスコートとして利用する場合)	1面2時間につき	14,000
貸切利	メインプール	アマチュア又はアマチュア競技団体が利用する場合	入場料等を徴収しない場合
			入場料等を徴収す
		1日につき	192,000
			384,000

用			る場合		
		その他の場合	入場料等を徴収しない場合	768,000	
			入場料等を徴収する場合	1,536,000	
ダイビングプール	アマチュア又はアマチュア競技団体が利用する場合		入場料等を徴収しない場合	76,000	
			入場料等を徴収する場合	152,000	
	その他の場合		入場料等を徴収しない場合	304,000	
			入場料等を徴収する場合	608,000	
	スポーツフロア	アマチュア又はアマチュア競技団体が利用する場合		入場料等を徴収しない場合	72,000
				入場料等を徴収する場合	152,000
その他の場合			入場料等を徴収しない場合	360,000	
			入場料等を徴収する場合	1,440,000	
サブプール	アマチュア又はアマチュア競技団体が利用する場合		入場料等を徴収しない場合	153,000	
			入場料等を徴収する場合	306,000	
	その他の場合		入場料等を徴収しない場合	612,000	
			入場料等を徴収する場合	1,224,000	
サブアリーナ				21,000	
観客席				150,000	
多目的ホール				45,000	
会議室				18,000	
多目的コート			1面1日につき	34,000	
駐車場		大型車	1台2時間につき	1,500	
		その他のもの		500	

附帯設備	1式又は1台、1日につき	312,000
------	--------------	---------

(2) 横浜文化体育館

種別		単位	利用料金	
貸切利用	ホール	1日につき	円	
			200,000	
		入場料等を徴収しない場合		750,000
		入場料等を徴収する場合		10,000
		トレーニングルーム		10,000
平沼記念レストハウス	特別会議室		10,000	
	会議室		8,000	
駐車場	大型車	1台2時間につき	2,400	
	その他のもの		800	
附帯設備		1式又は1台、1日につき	360,000	

(3) スポーツセンター

種別		単位	利用料金	
個人利用	体育室	1人1日につき	円	
	弓道場		600	
			中学生以下の者 150	
	トレーニング室		900	
	ウェイトリフティング室		中学生以下の者 300	
プール	1人2時間につき	600		
		中学生以下の者 200		
貸切利用	第1体育室	1日につき	20,000	
			入場料等を徴収しない場合	80,000
			入場料等を徴収する場合	10,000
	第2体育室		10,000	
	第3体育室		5,000	
	インラインホッケーコート		30,000	
	スポーツスタジオ		8,000	
	弓道場		5,000	
	研修室		4,000	
	テニスコート(横浜市保土ヶ谷スポーツセンター及び横浜市港北スポーツセンターに限る。)		1面1日につき	36,000

プール		1コース1日につき	18,000
駐車場(横浜市鶴見スポーツセンター、横浜市神奈川スポーツセンター、横浜市西スポーツセンター、横浜市中スポーツセンター、横浜市南スポーツセンター、横浜市保土ヶ谷スポーツセンター、横浜市旭スポーツセンター、横浜市磯子スポーツセンター、横浜市金沢スポーツセンター、横浜市港北スポーツセンター、横浜市都筑スポーツセンター、横浜市戸塚スポーツセンター、横浜市泉スポーツセンター及び横浜市瀬谷スポーツセンターに限る。)	大型車	1台2時間につき	1,500
	その他のもの		500
附帯設備		1式又は1台、1日につき	24,000

(4) 備考

ア 「1日」とは、第3条の規定により規則で定める正規の開館時間をいう。

イ 「入場料等」とは、利用者が入場者から徴収する入場料その他これに類する料金をいう。

ウ 横浜国際プールを貸切利用する者が、入場者から入場料等を徴収する場合は、徴収した入場料等の総額に10分の1を乗じて得た額を加算する。

エ 施設の貸切利用及び附帯設備の利用が、第3条の規定により規則で定める正規の開館時間以外の時間(以下「時間外」という。)にわたった場合の当該時間外に係る利用料金の額は、時間外における利用1時間につき、この表に定める当該施設及び附帯設備の1日当たりの利用料金の額に12分の1を乗じて得た額に、1.25を乗じて得た額とする。この場合において、時間外における利用時間が1時間未満のとき、又は1時間未満の端数があるときは、その時間又は端数時間を1時間として計算する。

○横浜市スポーツ施設条例施行規則

平成 20 年 3 月 31 日

規則第 35 号

横浜市スポーツ施設条例施行規則をここに公布する。

横浜市スポーツ施設条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、横浜市スポーツ施設条例(平成 10 年 3 月横浜市条例第 18 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第 2 条 スポーツ施設の開館時間は、別表第 1のとおりとする。

- 2 区長は、前項の規定にかかわらず、当該スポーツセンターの利用状況等を考慮して、開館時間を別に定めることができる。
- 3 市長(スポーツセンターにあっては、区長。次条第 2 項、第 4 条並びに第 5 条第 1 項及び第 2 項第 5 号において同じ。)は、前 2 項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第 3 条 スポーツ施設の休館日は、別表第 2のとおりとする。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、休館日に開館し、又は休館日以外の日に開館しないことができる。

(指定管理者の公募)

第 4 条 市長は、条例第 4 条第 3 項の規定により公募を行う場合は、あらかじめ、指定管理者の指定の基準を定め、かつ、これを公にしておくものとする。

(平 23 規則 46・一部改正)

(指定申請書の提出等)

第 5 条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定申請書(第 1 号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、条例第 4 条第 4 項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
 - (2) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
 - (3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
 - (4) 当該スポーツ施設の管理に関する業務の収支予算書
 - (5) その他市長が必要と認める書類

(平 23 規則 46・一部改正)

(利用の許可の申請)

第6条 条例第7条第1項の規定によりスポーツ施設の利用の許可を受けようとする者は、利用許可申請書(第2号様式)を指定管理者に提出しなければならない。ただし、スポーツ施設を個人利用する場合は、この限りでない。

- 2 前項の利用許可申請書の受付は、別表第3に掲げる受付期間に行うものとする。ただし、指定管理者が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。
(平24規則16・一部改正)
(特別の設備の設置の許可の申請)

第7条 条例第8条第1項の規定により特別の設備の設置の許可を受けようとする者は、特別設備設置許可申請書(第3号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

- 2 前条第2項の規定は、前項の許可の申請について準用する。
(平24規則16・一部改正)
(物品販売等の許可の申請)

第8条 条例第9条第1項の規定により同項各号に掲げる行為の許可を受けようとする者は、物品販売等許可申請書(第4号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

- 2 第6条第2項の規定は、前項の許可の申請について準用する。
(平24規則16・一部改正)
(許可の変更)

第9条 条例第7条第1項、第8条第1項又は第9条第1項の規定により許可を受けた者(以下「利用者」という。)で、許可申請書に記載をした事項を変更しようとするものは、あらかじめ、許可申請事項変更申請書(第5号様式)により指定管理者の許可を受けなければならない。

(平24規則16・一部改正)
(利用料金の後納)

第10条 条例第13条第3項ただし書に規定する規則で定める場合は、国又は地方公共団体が利用する場合とする。

(平24規則16・一部改正)
(利用料金の減免)

第11条 条例第14条に規定する規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、免除する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

- (1) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条に規定する社会福祉事業のためにスポーツ、レクリエーション、文化活動等の行事にスポーツ施設(駐車場を除く。)を利用する場合 利用料金の半額
- (2) 土曜日に、小学校(特別支援学校の小学部を含む。)、中学校(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)若しくは高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)の児童若しくは生徒、高等

専門学校、専修学校若しくは各種学校の小学校、中学校若しくは高等学校に相当する課程に在学する者又はこれらに準ずると認められる者が個人利用する場合（横浜国際プールのスポーツフロアをテニスコートとして個人利用する場合を除く。次号において同じ。） 利用料金の全額

- (3) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 12 条第 1 項に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 12 条第 1 項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定を受けた者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びこれらの者の介護者が個人利用する場合 利用料金の半額（横浜文化体育館及びスポーツセンターの駐車場の利用料金にあっては、全額）
（平 24 規則 16・一部改正）
（利用料金の返還）

第 12 条 条例第 15 条ただし書に規定する規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、返還する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。この場合において、その額に 10 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

- (1) 横浜文化体育館（平沼記念レストハウスを除く。）の利用者が利用日の 90 日前までに利用の許可の取消しを申し出た場合 既納の利用料金の半額
(2) 横浜国際プール又はスポーツセンターの利用者が利用日の 5 日前までに利用の許可の取消しを申し出た場合 既納の利用料金の全額
(3) 利用者の責めに帰することができない事由によりスポーツ施設の利用ができなくなった場合 既納の利用料金の全額
（平 24 規則 16・一部改正）
（委任）

第 13 条 この規則の施行に関し必要な事項は、市民局長が定める。
（平 22 規則 29・一部改正）

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月規則第 29 号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
6 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則（平成 23 年 3 月規則第 46 号）

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月規則第 16 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1(第 2 条第 1 項)

施設名	開館時間
横浜国際プール	午前 9 時 30 分から午後 9 時 30 分まで
横浜文化体育館	午前 9 時から午後 10 時まで
スポーツセンター	午前 9 時から午後 9 時まで

別表第2(第 3 条第 1 項)

施設名	休館日
横浜国際プール及び横浜文化体育館	1 月 1 日から 1 月 3 日まで及び 12 月 29 日から 12 月 31 日まで
スポーツセンター	1 月 1 日から 1 月 4 日まで及び 12 月 28 日から 12 月 31 日まで

別表第3(第 6 条第 2 項)

施設名	受付期間
横浜国際プール及びスポーツセンター	利用しようとする日の属する月の前月の 3 日から利用しようとする日まで
横浜文化体育館	利用しようとする日の 12 箇月前から利用しようとする日の 10 日前(平沼記念レストハウスの会議室にあっては、前日)まで

第 1 号様式(第 5 条第 1 項)

指定申請書

年 月 日

(申請先)

申請者 所在地

団体名

代表者氏名

次のスポーツ施設の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

(施設名 :)

(注意)申請に際しては、次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (4) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (5) 当該スポーツ施設の管理に関する業務の収支予算書
- (6) その他市長(スポーツセンターにあっては、区長)が必要と認める書類

(A4)

第 2 号様式(第 6 条第 1 項)

利用許可申請書

年 月 日

(申請先)

申請者 住所

氏名・団体名

代表者氏名

電話

次のとおりスポーツ施設を利用したいので申請します。

(施設名 :)

行事名			
利用目的			
利用日	利用区分	利用室名・面	
施設利用料金			
附帯設備名	単価	延べ数	附帯設備利用料金
	利用料金合計		
入場料等の徴収の有無		予定人員	

(A4)

第 3 号様式(第 7 条第 1 項)

特別設備設置許可申請書

年 月 日

(申請先)

申請者 住所

氏名・団体名

代表者氏名

電話

次のとおりスポーツ施設に特別の設備を設置したいので申請します。

(施設名 :)

特別の設備	設置日時	年 月 日() 時から 年 月 日() 時まで
	設置場所	
	設備内容	

(A4)

第 4 号様式(第 8 条第 1 項)

物品販売等許可申請書

年 月 日

(申請先)

申請者 住所

氏名・団体名

代表者氏名

電話

スポーツ施設において次の行為をしたいので、次のとおり申請します。

(施設名 :)

行為日時	年 月 日() 時から
	年 月 日() 時まで
行為場所	
行為目的	
行為責任者	住所
	氏名 電話
行為内容	

(A4)

第 5 号様式(第 9 条)

許可申請事項変更申請書

年 月 日

(申請先)

申請者 住所

氏名・団体名

代表者氏名

電話

次のとおりスポーツ施設の許可申請事項を変更したいので申請します。

(施設名 :)

許可を受けた利用・設置・行為 日時	年 月 日() 時から 年 月 日() 時まで
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
申請理由	
変更内容	変更前
	変更後

(A4)